

令和8年度 第2回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	令和8年度地域経済応援クーポン事業	①物価高騰の影響を受けている住民の生活を支援するとともに、町内の小売店や飲食店における消費を喚起し、経済循環を回復させる一助とするため、割引クーポン券を発行する。 ②1枚のクーポン使用により、600円を割引き、その割引額分及び事業執行に係る事務費(クーポン券等の作成、発送、換金等)を交付対象経費とする。 換金等事務費は、町から受託者に全額を概算払いし、参加事業所からの請求の都度、受託者から参加事業者に換金金額を振込。業務完了後、受託者はクーポン券の利用実績報告とともに換金等事務費の精算を行い、精算額を町に返還。 ③全業務委託とする。全事業費225,600千円のうちR7実施計画記載分192,800千円、R8実施計画記載分32,800千円。 ・クーポン券発行費 201,600千円 【1世帯×1冊(600円×30枚)×11,200世帯】 ・事務費 24,000千円 クーポン券製作・管理・発送業務:6,105千円、参加店舗対応業務:1,710千円、クーポン券換金・管理業務:319千円、広報:1,243千円、人件費:6,502千円、コールセンター・事務局運営費:503千円、郵便料金:4,487千円、一般管理費:3,131千円 ④【配布対象者】町内各世帯、【換金対象者】町内取扱店舗	R8.4	R8.8
2	④消費下支え等を通じた生活者支援	R8熊野町家庭用防犯カメラ等設置臨時補助金	①防犯意識の高まりを踏まえた防犯性能のある建物部品として防犯カメラ等の設置に対する取組に対して補助をする。 ②町内の居住する家屋に対し設置する家庭用防犯カメラ等の設置補助 ③防犯カメラ等 + 設置費用 の1/2(上限30千円)×100台=3,000千円 郵送料 110円×130件(申請見込)×2回=28,600円=29千円 チラシ(10,000枚×6.5円)+(ステッカー100枚×220円)×1.1=95,700円=96千円 職員時間外勤務手当156千円 ④熊野町内の家電量販店で購入した防犯カメラ等の購入及び設置費用	R8.4	R9.2
3	①食料品の物価高騰に対する特別加算	令和8年度学校給食費保護者負担軽減事業(小学校)	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた子育て世帯を支援するため、小学校に在籍している児童の給食費の負担を軽減する。 ②給食食材購入費(教職員は除く)のうち給食費の抜本的な負担軽減の上限超過分(給食費負担軽減交付金による支援を踏まえ、国/都道府県からの基準額に基づく支援額を超える部分)に対して重点支援地方交付金を充当する) ③R8.4～R9.3 68,907,300円-65,208,000円=3,699,300円 国庫補助:1,140人【予定児童数】×5,200円【月額】×11か月=65,208,000円 町負担:1,140人【予定児童数】×5,495円【月額】×11か月=68,907,300円 ④給食を利用している児童保護者	R8.4	R9.3
4	①食料品の物価高騰に対する特別加算	令和8年度学校給食費保護者負担軽減事業(中学校)	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた子育て世帯を支援するため、中学校に在籍している生徒の給食費の負担を軽減する。 ②給食食材購入費(教職員は除く)のうち物価高騰相当分 ③R8.4～R9.3 4,436,250円+633,750円=5,070,000円 中学校分(食材費):126,750食×35円=4,436,250円 中学校分(牛乳代):126,750食×5円=633,750円 ※物価高騰相当分は令和7年度を基準からの上昇分 ④給食を利用している生徒保護者	R8.4	R9.3
5	①食料品の物価高騰に対する特別加算	令和8年度保育所等給食提供に係る物価高騰対策支援金	①物価高騰の影響を受けている町内の保育施設等に対し、給食の食材費高騰分(園児分)について支援金を交付する。 ②負担補助及び交付金(教職員は除く) ③9,000千円(40円×25日×750人×12月) ④町内の保育施設等	R8.4	R9.3
6	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	令和8年度熊野町介護保険サービス等事業所原油価格・物価高騰対策支援金	①物価高騰の影響下においても、これまで通りの介護保険サービスが提供できるよう、入所・通所サービス事業者(私立)へ支援金を交付する。 ②負担金補助及び交付金 ③入所施設:定員数(286名)×42,000円(12月分)=12,012,000円 通所施設:定員数(249名)×14,000円(12月分)=3,486,000円 ④介護サービス事業者(入所・通所)、養護老人ホーム	R8.4	R9.3
7	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	令和8年度介護保険サービス等事業所物価高騰対策支援金(障害福祉サービス)	①物価高騰の影響下においても、これまで通りの障害者福祉サービスが提供できるよう、入所・通所サービス事業者(私立)へ支援金を交付する。 ②負担金補助及び交付金 ③入所施設以外単価14,000円(年額)×定員数(259名)=3,626,000円、補助対象月:令和8年4月～令和9年3月までの12か月間 ④町内の障害福祉サービス事業所	R8.4	R9.3
8	④消費下支え等を通じた生活者支援	【定期予防接種B類疾病】带状疱疹ワクチン・新型コロナウイルス接種の自己負担臨時措置	①物価高騰により影響を受けやすい高齢者において、喫緊の支出ではない予防接種(特に公費支援が昨年度から縮小した新型コロナウイルスワクチン接種)の接種率の低下が懸念されているところ、予防接種の自己負担額軽減への助成に物価高騰交付金を活用。自己負担額への助成により、高齢者の家計への支援と予防接種の受診率向上による健康増進を図る。予防接種B類疾病(新型コロナウイルス・带状疱疹)の定期接種について安心して接種できる体制整備を図ることで接種率が向上し、疾病の蔓延を予防する。 ②定期予防接種B類疾病(新型コロナウイルス・带状疱疹)自己負担(R6年度からの差額部分)への助成について、物価高騰交付金を活用する。 ③予防接種自己負担額の助成 7,192,000円 ・新型コロナウイルス 差額7,200円×590人=4,248,000円 ・带状疱疹(生ワクチン) 差額2,300円×80人=184,000円 ・带状疱疹(シングリックス) 差額11,500円×120人×2回=2,760,000円 ④・新型コロナウイルス:65歳以上及び60歳以上65歳未満で一定の条件に該当する者(毎年1回) ・带状疱疹:65歳以上及び60歳以上65歳未満で一定の条件に該当する者(生涯1回)	R8.4	R9.3

令和8年度 第2回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
9	④消費下支え等を通じた生活者支援	水道事業会計繰出・補助	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている生活者や事業者(公共施設を除く)の経済的負担を軽減することを目的として水道料金を免除する。 ②水道事業会計に繰出し、水道料金(基本料金2ヶ月分)の減免に要する費用を交付対象経費とする。 ③減免額:10,116給水世帯×1,155円×2ヶ月=23,367,960円 事務費:9,630件×30円×1.1=317,790円(減免周知用のチラシ配布委託料) ④上水道給水世帯	R8.11	R9.2
10	④消費下支え等を通じた生活者支援	熊野町上水道未給水世帯生活臨時支援金	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている生活者を支援するため、上水道の未給水世帯へ生活支援金を交付する。 ②水道料金(基本料金2ヶ月分)に相当する額を支援する。 ③495未給水世帯×2,310円=1,144千円 事務費 190千円(封筒作成代、郵送代、職員時間外手当) ④上水道未給水世帯(公共施設を含まない)	R8.11	R9.2
11	⑪推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	令和8年度学校施設光熱費高騰対策事業(R7補正分)	①物価高騰等の影響を受ける公立学校の光熱費を支援することにより、空調や照明等の設備を物価高騰前と変わらず利用できる環境を整備し、教育環境の安定・充実を図る。 ②学校施設における光熱費高騰分(令和8年度見込額ー令和3年度実績額) ③(R8見込)30,998千円ー(R3実績)20,088千円=10,910千円 のうちR7補正分5,000千円 ④熊野町立小学校4校、中学校2校	R8.4	R9.3
12	⑪推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	令和8年度学校施設光熱費高騰対策事業(R8補正分)	①物価高騰等の影響を受ける公立学校の光熱費を支援することにより、空調や照明等の設備を物価高騰前と変わらず利用できる環境を整備し、教育環境の安定・充実を図る。 ②学校施設における光熱費高騰分(令和8年度見込額ー令和3年度実績額) ③(R8見込)30,998千円ー(R3実績)20,088千円=10,910千円 のうちR8補正分5,910千円 ④熊野町立小学校4校、中学校2校	R8.4	R9.3
13	④消費下支え等を通じた生活者支援	水道事業会計繰出・補助(追加分)(R7補正分)	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている生活者や事業者(公共施設を除く)の経済的負担を軽減することを目的として水道料金を免除する。 ②水道事業会計に繰出し、水道料金(基本料金1ヶ月分)の減免に要する費用を交付対象経費とする。 ③減免額:10,116給水世帯×1,155円×1ヶ月=11,684千円 のうちR7補正分 5,000千円 ④上水道給水世帯	R8.11	R9.2
14	④消費下支え等を通じた生活者支援	水道事業会計繰出・補助(追加分)(R8補正分)	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている生活者や事業者(公共施設を除く)の経済的負担を軽減することを目的として水道料金を免除する。 ②水道事業会計に繰出し、水道料金(基本料金1ヶ月分)の減免に要する費用を交付対象経費とする。 ③減免額:10,116給水世帯×1,155円×1ヶ月=11,684千円 のうちR8補正分 6,684千円 ④上水道給水世帯	R8.11	R9.2
15	④消費下支え等を通じた生活者支援	熊野町上水道未給水世帯生活臨時支援金(追加分)	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている生活者を支援するため、上水道の未給水世帯へ生活支援金を交付する。 ②水道料金(基本料金1ヶ月分)に相当する額を支援する。 ③495未給水世帯×1,155円=572千円 ④上水道未給水世帯(公共施設を含まない)	R8.11	R9.2